様式第42号（第13条関様式第42号（第13条関係様式第42号（第13条関別紙１

共同事業体協定書（例）

　（目的）

第１条　当共同事業体は、西ケ谷総合運動場の管理運営業務（以下「当該業務」という。）を共同して営むことを目的とする。

　（名称）

第２条　当共同事業体は、△△□□事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を○○市○○区○○町○○番地に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当事業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、当該業務の指定期間の満了後○箇月を経過するまでの間、解散することができない。

２　当該業務の指定管理者として指定されなかった場合は、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務の指定管理者が指定された日に解散するものとする。

　（構成員の所在地及び名称）

第５条　当事業体の構成員は、次のとおりとする。

（１）　○○市○○区○○町○○番地　　○○株式会社

（２）

　　　　　※　構成員数に応じて適宜記載すること。

（３）

　（代表者の名称）

第６条　当事業体は、○○株式会社を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当事業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当事業体を代表して当該業務の申請、発注者と折衝する権限並びに代金の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

（１）○○株式会社　　○％

（２）

　　　　　※　構成員数に応じて適宜記載すること。

（３）

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当事業体は、構成員の全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに資金管理方法、委託業者の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　各構成員は、当該業務の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　当事業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第12条　当事業体は、当該業務について各年度終了後に決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

　（指定管理期間途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当事業体が当該業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち当該業務の履行途中において脱退した者がある場合においては、残存期間の業務履行について発注者の指示を受ける。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

　（構成員の除名）

第16条の２　当事業体は、構成員のうちいずれかが、当該業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　前１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが当該業務の履行途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

　（解散後の契約不適合）

第18条　当事業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○株式会社ほか○社は、上記のとおり△△□□共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

　令和○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　（代表者）　　○○市○○区○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○

○○市○○区○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※　構成員数に応じて適宜記載すること。